

原産地証明書審査要領 ※典拠インボイス記載内容の転記を原則とします。

1. Expoter (Name, address, country) 【輸出者】 実際に輸出を行う会社名（個人名）、住所を記載 国名記載必須	CERTIFICATE OF ORIGIN Issued by The Amagasaki Chamber of Commerce&Industry Amagasaki, Japan	
2. Consignee (Name, address, country) 【荷受人】 荷物を受け取る会社名（個人名）、住所を記載 国名記載必須	*Print ORIGINAL or COPY ORIGINALまたはCOPYと記載 ORIGINALは3部まで記載可 4部目以降はCOPYと記載	
	3. No.and date of Invoice 【インボイス番号と作成日】 典拠書類のインボイス番号、日付を記載 日付が輸出者宣誓欄に記載された日付より未来の日付になっている場合、受理できません（同日可）	
	4. Country of Origin 【原産国】 当該商品が日本で生産、もしくは製造された場合は、JAPANと記載 日本産の他、外国産の商品を混載する場合は全ての原産国を記載のうえ、典拠書類の商品記載欄にそれぞれの原産国を明記	
5. Transport details 【輸送手段】 輸送手段及びルートを記載	6. Remarks 【備考】 原則空欄	
7. Marks, numbers, number and kind of packages ; description of goods 【荷印、荷番号、梱包数、種類、商品名】 荷印、荷番号、梱包数、種類、商品名を記載 荷印がない場合、No mark(N/M)、NIL等を記載 ブランド名や商品コードのみの記載は不可、HSコード6桁に相当する商品名を記載		8. Quantity 【数量】 具体的数量を記載 梱包数のみの記載は不可
9. Declaration by the Exporter 【輸出者宣誓】 証明申請日、署名者（サイナー）名、サインを記載 尼崎商工会議所に登録済みのサイナーにより肉筆でサインされ、登録と同一のサインであること 日付は典拠書類の日付より未来のもののみ（同日可）	10.Certification 【商工会議所証明】 商工会議所の証明欄のため、申請者による記載不可 過去に遡った日付、未来の日付での証明は一切対応できません	
	Certificate No.	